

当別町いじめ防止基本方針【概要版】

当別町教育委員会

第1 いじめの定義（法第2条）

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの

【具体的ないじめの例】

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
- 等

第2 いじめ防止対策の基本的方向性

1 基本理念（法第3条）

- 全ての児童生徒が、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする
- いじめを行わず、また、見てみぬふりをすることがないようにする
- 町、学校、地域、家庭が連携し、いじめの問題を克服する

2 基本的方向性

- 未然防止
- 早期発見
- 対処
- 解消の判断
- 地域、家庭等との連携
- 関係機関との連携

第3 いじめ防止対策の内容

1 基本方針の策定と組織の設置

- (1) いじめ防止基本方針の策定
- (2) 組織の設置
 - ア 重大事態発生時における教育委員会の附属機関の設置
 - イ 重大事態の再調査を行う町長の附属機関の設置

2 教育委員会の取組例

- ・未然防止
- ・早期発見
- ・関係機関等との連携
- ・教職員の資質能力の向上
- ・ネットいじめに対する対策の推進
- ・啓発活動
- ・いじめ発生時の対応

3 学校の取組例

- ・学校いじめ防止基本方針の策定
- ・いじめの防止等の対策のための組織
- ・未然防止
- ・早期発見
- ・対処

第4 重大事態への対処

1 重大事態の意味（法第28条第1項）

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある

2 教育委員会及び学校による調査等

【重大事態発生の報告】
学校→教育委員会→町長

【調査の実施】
学校及び附属機関による調査

【調査結果の提供・報告】
・被害者及び保護者への説明
・町長へ調査結果の報告

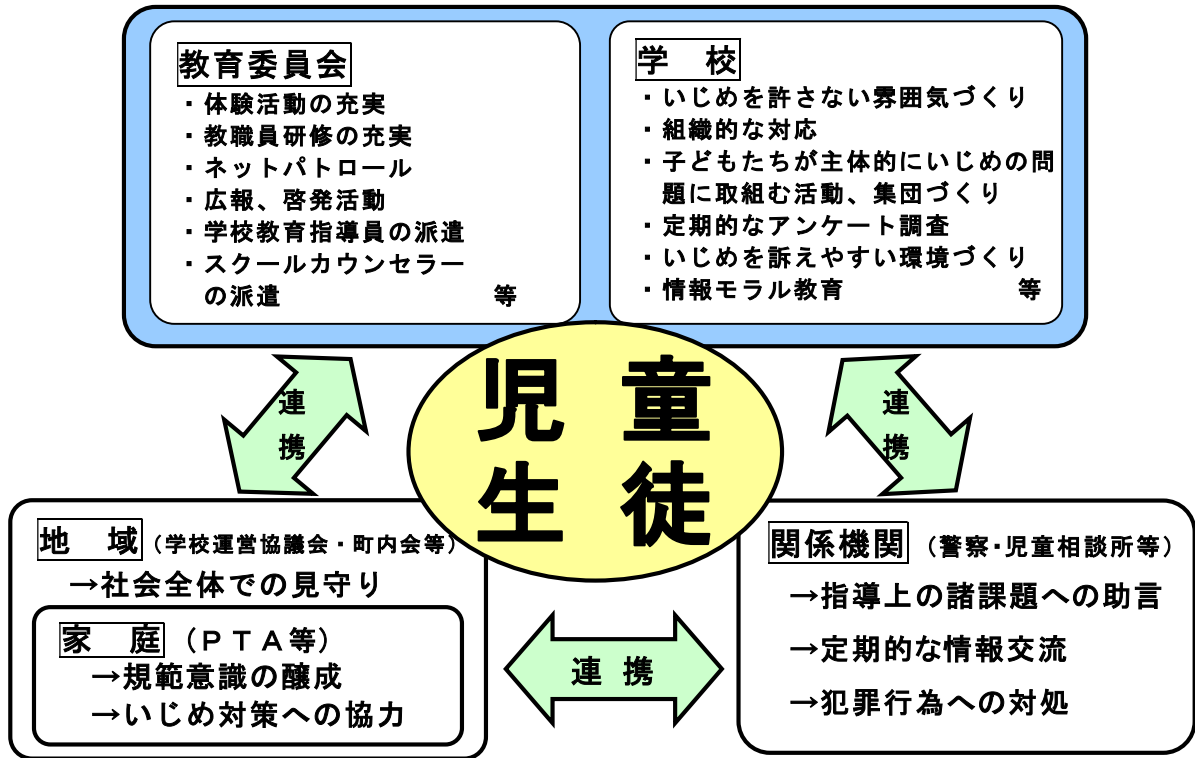
【心のケア】児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活復帰の支援等に努める。

3 調査結果に基づく再調査等（法第30条第2項）

町長は、当該重大事態への対処又は同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関による調査を行い、必要な措置を講ずるとともに、調査結果を議会に報告する。

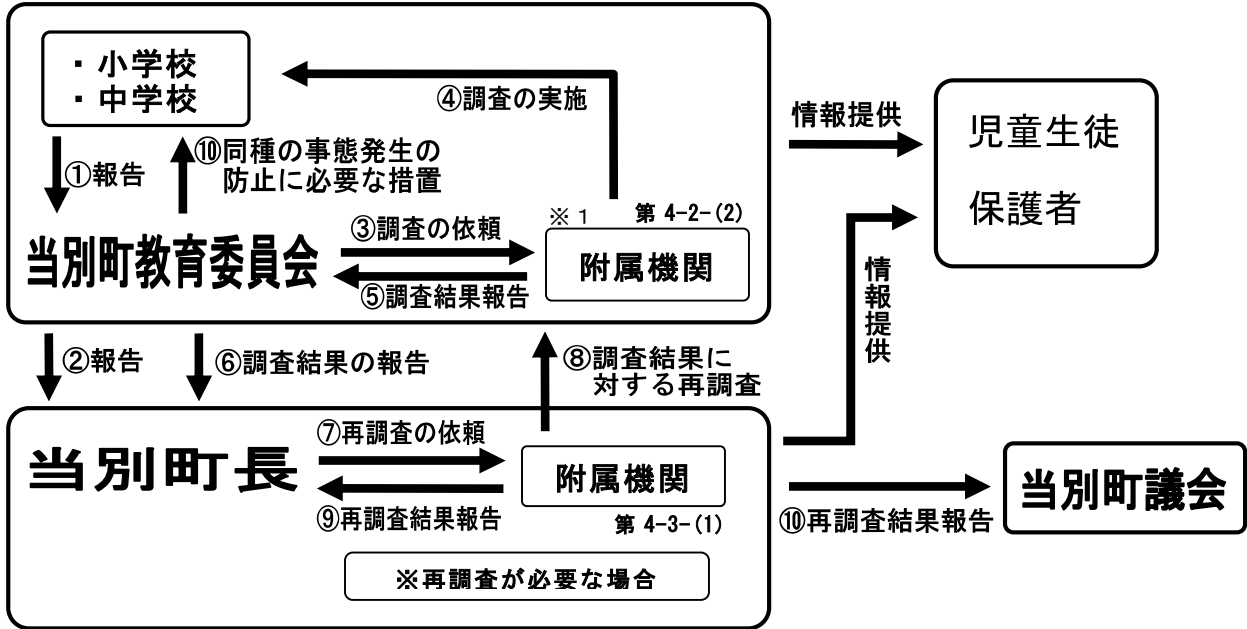
いじめの防止に関する体系図

第3-2・第3-3



重大事態発生時の対処

第4-1・2・3



※1 附属機関：「当別町いじめ問題調査委員会」 委員：教授、弁護士、医師、臨床心理士、社会福祉士

【本基本方針に関する問合せ先】

当別町教育委員会学校教育課

(月曜～金曜日 8時45分～17時15分)

電話：0133-23-2689

FAX：0133-23-3114

メール：kyokan3@town.tobetsu.hokkaido.jp

URL：http://www.town.tobetsu.hokkaido.jp/site/kyoiku-top/7056.html